

令和5年第3回企業団議会（第3回定例会）会議録

招 集 令和5年12月26日（火） 午前10時00分
開 会 令和5年12月26日（火） 午前10時00分
閉 会 令和5年12月26日（火） 午前10時09分

会議の区分 定例会

会議の場所 岡山県南部水道企業団 大会議室

出席議員

1 番 藤 原 哲 之
2 番 秋 田 安 幸
4 番 齋 藤 武次郎
5 番 三 宅 誠 志
6 番 大 月 博 光
7 番 河 崎 美 都
8 番 小 泉 宗 弘
9 番 齋 藤 啓 二
10 番 村 上 光 江
11 番 芦 田 泰 宏
12 番 生 水 耕 二
13 番 中 西 公 仁
14 番 藤 井 昭 佐
15 番 森 守

欠席議員

3 番 梶 田 省 三

説明のため出席した者

企業長 黒 田 哲 朗
事務局長 西 雅 敏

総務課長 近 藤 孝 之

施設課長 山 下 公 司

議会事務のため出席した者

議会書記

総務課課長補佐 小 池 正 芳

総務課主任 山 下 佳 世

議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の決定について

日程 3. 議案第 1 2 号 岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程 4. 議案第 1 3 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

会議録署名議員

5 番 三 宅 誠 志

1 3 番 中 西 公 仁

令和5年第3回企業団議会（第3回定例会）会議録

令和5年12月26日 午前10時00分開会

議長（河崎美都君）

皆さま、おはようございます。

本日、令和5年第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには、公私とも何かとご多忙の折り、ご出席いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、14名でございます。

定数に達しており議会は成立いたしますので、ただ今から、令和5年岡山県南部水道企業団第3回定例会を開会いたします。

日程1．会議録署名議員の指名について

議長（河崎美都君）

それでは、お手元の日程表により会議を進めたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名については、慣例によりまして私より指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5番 三宅誠志議員、13番 中西公仁議員にお願いいたします。

日程2．会期の決定について

議長（河崎美都君）

次に、日程第2、会期の決定については、会議規則第4条により本日1日限りといたします。

日程 3. 議案第 1 2 号 岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（河崎美都君）

次に、日程第 3、議案第 1 2 号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

皆さま、おはようございます。

ただ今、ご上程いただきました議案第 1 2 号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書 1 頁から 3 頁をご覧ください。

この改正は、人事院勧告に対する国の対応等を踏まえ、一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定することを考慮し、議会議員の期末手当の支給割合についても、同じように本年度から 1 0 0 分の 1 0 月分の割り増しを行うため、条例を改正するものでございます。

その内容は、第 1 条では本年度 1 2 月期の期末手当の支給割合を 1 0 0 分の 2 2 0 から 1 0 0 分の 2 3 0 に改め、第 2 条では、来年度からの改定として、6 月期と 1 2 月期の支給割合を平準化し、6 月期と 1 2 月期の支給割合がいずれも 1 0 0 分の 2 2 5 になるように改めるものでございます。

なお、第 1 条の改正につきましては、令和 5 年 1 2 月 1 日に遡って適用し、第 2 条の改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からの施行となります。

ご審議のうえ、ご議決をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（河崎美都君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、マイクをお持ちしますので、挙手のうえ、お願いいたします。

5番（三宅誠志君）

今のご説明に関して、倉敷市議会でも同じようなことを行っているわけですが、我々はこの特別職に関しては、人事院勧告は適応しなくていいんじゃないかと考えています。

ですから、今後はこういったものは見直さなければいけないと思っておりますが、如何でしょうか。

総務課長（近藤孝之君）

当企業団としましては、周辺の自治体や構成団体の動きを見ながら調和を取っていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（河崎美都君）

よろしいでしょうか。

5番（三宅誠志君）

わかりました。

議長（河崎美都君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河崎美都君）

それでは、質疑を終了いたします。

次に、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

5番（三宅誠志君）

先ほども言いましたが、やはりこういった特別職に関しては人事院勧告には従うべきではないと思いますので、これには反対いたします。

議長（河崎美都君）

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河崎美都君）

それでは、討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第12号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（河崎美都君）

挙手多数により本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程4．議案第13号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議長（河崎美都君）

次に、日程第4、議案第13号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

ただ今、ご上程いただきました議案第13号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書4頁から6頁をご覧ください。

この改正は、地方自治法の改正に伴い、令和6年度から短時間勤務会計年度任用職員に支給する勤勉手当に係る規定を整備するため、条例を改正するものでございます。

ご審議のうえ、ご議決をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（河崎美都君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河崎美都君）

質疑がございませんので、質疑を終了いたします。

それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河崎美都君）

討論はございませんので、討論を終わり採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第13号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（河崎美都君）

挙手多数により本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、一般質問ですが、発言通告がありませんでしたので、省略いたします。

以上で、本日予定の案件は、すべて終了いたしました。

令和5年第3回定例会を閉会といたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

令和5年12月26日 午前10時09分閉会